

平成30年第12回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成31年 3月27日(水)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成31年 3月27日(水) 午前10時30分		
	議 長	会長 穴戸 栄一		
	閉 会	平成31年 3月27日(水) 午前10時50分		
	議 長	会長 穴戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 10名 欠席 1名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	谷 村 敏 彦		○
	2	佐 藤 博 幸		○
	3	臺 川 幸 弘		○
	4	満 保 豊		○
	5	伊 藤 淳 一		○
	6	湯 澤 敏 孝		○
	7	山 下 雅 博		○
	8	奥 山 稔		●
	9	高 橋 一 博		○
	10	安 川 和 範		○
	11	穴 戸 栄 一		○
議事録署名委員	議席番号	6番 湯澤敏孝 7番 山下雅博		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	青野 朋之		
	事務局次長	中西 卓也		
	総務係長	井上 剛		
	総務係主査	藤原 諒		

平成30年度第12回天塩町農業委員会総会

議 長

ただ今の出席委員は9名であります。  
定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第12回天塩町農業委員会総会を開催します。

議 長

これから本日の会議を開きます。  
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、6番 湯澤敏孝君、7番 山下雅博君を指名します。  
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全 員  
議 長

異議なし。  
異議なしと認めます。  
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議 長

それでは議事に入りたいと思います。

議 長

議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」を議題とします。  
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」ご説明申し上げます。  
本件は、合意による解約が許可を要しないで行われた場合、農業委員会にその旨を通知することされており、許可不要の案件なのか審査することとされております。  
それでは、2ページをご覧ください。  
整理番号28番につきましては貸主、  
氏、借主、  
氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成31年3月15日、土地の引き渡しの時期は平成31年3月15日となっております。  
  
整理番号29番につきましては貸主、  
氏、借主、  
氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成31年3月15日、土地の引き渡しの時期は平成31年3月15日となっております。  
  
整理番号30番につきましては貸主、  
、借主、  
氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成31年3月15日、土地の引き渡しの時期は平成31年3月15日となっております。

事務局

整理番号 31 番につきましては貸主、  
氏、借主、  
氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成 31 年 3 月 15 日、土地の引き渡しの時期は平成 31 年 3 月 15 日となっております。

整理番号 32 番につきましては貸主、  
氏、借主、  
氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成 31 年 3 月 15 日、土地の引き渡しの時期は平成 31 年 3 月 15 日となっております。

整理番号 33 番につきましては貸主、  
氏、借主、  
氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成 31 年 3 月 15 日、土地の引き渡しの時期は平成 31 年 3 月 15 日となっております。

通知書につきましては 3 ページから 8 ページに添付しております。

いずれの解約も、解約日から土地の引渡しまでの時期が 6 ヶ月以内の合意解約となっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の審査について」の質疑を行います。

全 員

ありません

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

(満保委員入室)

別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。11 ページをご覧ください。

本件につきましては、貸主は山城秀勝氏、借主については、  
となっております。土地については、字川口  
外 1 筆となっており、転用面積は、  
8,855.32 m<sup>2</sup>となっております。転用目的は砂採取で、工期は許可日より平成 32 年 5 月 9 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することと

事務局

なっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、該当者はおりませんので支障はありません。

次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、該当はありません。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

許可に付けるべき条件につきましては①から③のとおりです。

13ページから39ページには申請書及び、図面等を添付しております。

また、埋戻しの土につきましては、地下水位までは浚渫土砂を使用することですので、37ページには必要数量、39ページには土地所有者の同意書、40ページから43ページには浚渫土砂の試験結果を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第5条第1項の規定による許可申請についての質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号11-1の所有権移転の案件について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

はじめに、所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。

45ページをご覧ください。

整理番号11-1についてであります、  
氏から 氏に所有権の移転をするものです。

事務局

位置につきましては、46 ページ、47 ページをご覧ください。  
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 11-1 の所有権移転の案件について質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に整理番号 12-1 の利用権設定の案件について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。  
48 ページをご覧ください。

整理番号 12-1 についてであります、 から 氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、49 ページ、50 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 12-1 の利用権設定の案件について質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に整理番号 12-2 から 12-13 及び 12-16 から 12-17 の利用権設定の案件並びに 13-1 の使用貸借権設定の案件について、私と佐藤委員が関係する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限により退席するため、安川職務代理に議事進行を譲ります。

(宍戸会長、佐藤委員退席)

安川代理

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。  
48 ページをご覧ください。

整理番号 12-2 についてであります、 氏から に賃貸借権の  
設定をするものです。

位置につきましては、54 ページ、55 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-3 についてであります、 氏から に賃貸  
借権の設定をするものです。

位置につきましては、54 ページ、56 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-4 についてであります、 氏から に賃貸  
借権の設定をするものです。

位置につきましては、54 ページ、57 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-5 についてであります、 氏から に賃貸  
借権の設定をするものです。

位置につきましては、54 ページ、58 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-6 についてであります、 氏から に賃貸  
借権の設定をするものです。

位置につきましては、54 ページ、59 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-7 についてであります、 氏から に賃貸  
借権の設定をするものです。

位置につきましては、60 ページ、61 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-8 についてであります、 氏から に賃貸  
借権の設定をするものです。

位置につきましては、60 ページ、62 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-9 についてであります、 氏から に賃貸  
借権の設定をするものです。

位置につきましては、60 ページ、63 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-10 についてであります、 氏から

事務局

に賃貸借権の設定をするものです。  
位置につきましては、60 ページ、64 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-11 についてありますが、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、60 ページ、65 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-12 についてありますが、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、68 ページ、69 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-13 についてありますが、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、68 ページ、70 ページをご覧ください。

次に、飛びまして整理番号 12-16 についてありますが、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、戻りまして 60 ページ、66 ページをご覧ください。

次に、整理番号 12-17 についてありますが、 氏から に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、60 ページ、67 ページをご覧ください。

次に、使用貸借権設定の案件につきまして、総括表に基づき説明申し上げます。  
71 ページをご覧ください。

整理番号 13-1 についてありますが、 氏から に使用貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、72 ページ、73 ページをご覧ください。

それぞれの条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

安川代理

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 12-2 から 12-13 及び 12-16 から 12-17 の利用権設定の案件並びに 13-1 の使用貸借権設定の案件について、質疑を行います。

谷村委員

に賃貸借と言うことで採草地として使われるということでもいいんですか。

事務局  
谷村委員  
事務局  
谷村委員

採草地（農地）として使われます。  
随分と飛び地になっているが、どのように利用されるのか。  
構成員の方がそれぞれおりますので、問題ないと思います。  
分かりました。

安川代理  
安川代理  
安川代理  
全 員  
安川代理

他にありませんか。  
質問なしと認めます。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。関係委員はお戻りください。  
(宍戸会長、佐藤委員入室)

議 長

次に整理番号 12-14 の利用権設定の案件について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

整理番号 12-14 についてであります、 氏から 氏に賃貸借  
件の設定をするものです。  
位置につきましては、51 ページ、52 ページをご覧ください。  
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。  
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お  
願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 12-14 の利用権設定の案件  
について質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に整理番号 12-15 の利用権設定の案件について事務局より内容の説明を求  
めます。

事務局

総括表に基づき説明申し上げます。48 ページをご覧ください。  
整理番号 12-15 についてであります、 氏から 氏に賃貸借  
件の設定をするものです。  
位置につきましては、51 ページ、53 ページをご覧ください。  
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。



事務局

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 12-15 の利用権設定の案件について質疑を行います。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成 30 年度第 12 回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成 31 年 3 月 27 日

署名委員

( 6 番) 湯澤 敏孝 (印)

( 7 番) 山下 雅博 (印)